

## 竹原市公告第193号

竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の公募については、次のとおりとする。

令和5年9月5日

竹原市長 今 榮 敏 彦

### 1 指定管理業務の概要

#### (1) 施設概要

「竹原港北崎旅客ターミナル指定管理者募集要項1」による。

#### (2) 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

#### (3) 指定管理料

説明会及び現地見学会時に示す。

### 2 募集の内容

#### (1) 応募資格

ア 設置目的に沿って安全かつ円滑な管理運営が可能な法人等であり、市が指定した日までに竹原市内に営業所等を有すること。

イ 次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。

(イ) 市から指名停止措置を受けているもの。

(ウ) 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。

(エ) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きをしているもの。

(オ) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5

(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。

ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合  
(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が2分の1を超える法人等)を除く。

(カ) 指定管理者(構成法人等も含む)又はその役員が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条に掲げる暴力団又はこれに準ずるもの。

(キ) 上記のほか、不誠実な行為(社会通念上も含む)を行ったことが認められるもの。

ウ 複数の法人等が構成して応募するコンソーシアム(企業連合)の場合は、あらかじめ所定の様式(様式第3号1から4)により定められた代表者が申請手続きを行うこと。(他の法人等は構成員となる。)

なお、複数の申請連合体において同時に構成員となることはできない。

## (2) 応募の方法

「竹原港北崎旅客ターミナル指定管理者募集要項12」による。

## (3) プレゼンテーション及び指定管理者候補者の選定

本市に提出した申請書類に基づき資格審査及び一次審査を行い、資格審査及び一次審査通過者は二次審査でプレゼンテーション方式により説明を行う。

申請書類及びプレゼンテーションの内容を基に「竹原港北崎旅客ターミナル指定管理者選定委員会」(以下「委員会」という。)において審査を行い、評価が最も高かった者を指定管理者候補者として選定する。

## (4) 評価基準

委員会による評価の基準は、説明会及び現地見学会時に示す。

### 3 スケジュール

募集要項等の公表	令和5年9月5日(火)
説明会及び現地見学会申込締切	令和5年9月20日(水)
説明会及び現地見学会の開催	令和5年9月25日(月)
募集要項等に関する質問受付期間	令和5年9月25日(月)から令和5年10月6日(金)
質問への回答	令和5年10月13日(金)までに随時
応募受付期間	令和5年9月25日(月)から令和5年10月13日(金)
申請者プレゼンテーション	令和5年10月下旬
指定管理者候補者選定結果の通知	令和5年11月上旬
議会による議決	令和5年12月中旬
基本協定の締結	令和5年12月下旬

### 4 問い合わせ先

竹原市建設部建設課建設総務係(担当:矢口、岩田)

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

電話 0846-22-7746

FAX 0846-22-8579

Mail [kensetsu@city.takehara.lg.jp](mailto:kensetsu@city.takehara.lg.jp)

### 5 募集要項等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所:竹原市ホームページ及び竹原市建設部建設課窓口

(2) 配布期間:令和5年9月5日(火)から令和5年10月13日(金)まで。ただし、窓口での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。(正午から13時までの間を除く。)